

関係加盟競技団体
会長・理事長 各位

公益財団法人 日本オリンピック委員会
会長 山下 泰裕

JOCアスリート委員会選出委員選挙の実施について（依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本会の実施する諸事業につきまして、ご支援、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会アスリート委員会規程及び本会アスリート委員会選出委員選挙規則に基づき、アスリート委員会選出委員の選挙を下記の通り実施致します。

つきましては、本選挙につき下記にご留意頂くとともに、添付しております選出委員選挙の実施の告示をご参照の上、本選挙の対象となるアスリートの方々への周知、立候補にご協力頂きますようお願い致します。

記

1. 選出委員選挙概要

(1) 選挙権を有する者

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）に日本代表選手として参加した者。

(2) 被選挙権を有する者

次のいずれか又は全てに日本代表選手として参加した者で、選挙期日（2021年11月18日）において満18歳以上の者。

① 第31回オリンピック競技大会（2016／リオデジャネイロ）

② 第32回オリンピック競技大会（2020／東京）

(3) 立候補届出期間

令和3年8月30日（月）から9月30日（木）17時まで

※持参の場合は平日10:00～17:00

(4) 選挙期日

令和3年11月18日（木）

※詳細は、別添「選出委員選挙の実施の告示」をご参照下さい。

2. 制定の趣旨

本会では国際オリンピック委員会（IOC）ガイドラインに基づくアスリート委員会を設置し、アスリートの声が本会の運営に反映される組織体制を構築した。

3. アスリート委員会の設置

直近のオリンピック競技大会に出場した選手の中から選挙によって選出された選出委員と、理事会で指名された指名委員から組織することとした。アスリート委員の過半数は選出委員でなければならないこととし、選出委員の任期は4年とすることとした。

（裏面につづく）

4. 選出委員選挙の手續

選出委員は、夏季大会選挙区及び冬季大会選挙区において選挙することとした。選挙を管理するため、選挙管理委員会を置くこととした。オリンピック競技大会のうち各選挙区に係る最終の参加選手が選挙権を有し、最終及び前回の参加選手が被選挙権を有することとした。

選挙管理委員会は選挙実施の告示をすること、立候補しようとする者は加盟団体の確認を受けて立候補届出書により届け出ること、選挙管理委員会は選挙権を有する者に投票の実施を通知すること、得票数の上位の者から当選人を確定すること、当選人は加盟団体ごとに夏季競技2名、冬季競技1名を超えることができないことなどとする事とした。その他、立候補の特例、無投票当選、予備選出委員、補欠選挙などについて定めることとした。

5. 加盟競技団体の措置

立候補しようとする者は、立候補届出書を①本会宛ての請求、②本会公式ウェブサイトからのダウンロード、③加盟団体宛ての請求のいずれかの方法で入手することとする。

立候補しようとする者は、立候補届出書に加盟競技団体の確認を受けて提出することとする。

6. 添付文書

- (1) 選出委員選挙の実施の告示
- (2) 本会アスリート委員会選出委員選挙立候補届出書
- (3) 本会アスリート委員会規程
- (4) 本会アスリート委員会選出委員選挙規則

<問合せ先>〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 Japan Sport Olympic Square 13階

公益財団法人 日本オリンピック委員会

オリンピック・ムーブメント推進部 担当：尾畑、西田

Tel：03-6910-5953 Fax：03-6910-5960

Email：k-obata@joc.or.jp（尾畑）、t-nishida@joc.or.jp（西田）

公益財団法人日本オリンピック委員会アスリート委員会選出委員選挙規則第7条の規定に基づき、夏季大会選挙区選出委員選挙の実施を次のとおり告示する。

令和3年8月26日

公益財団法人日本オリンピック委員会選挙管理委員会
委員長 酒井邦彦

記

1 選出委員定数総数

8名

2 夏季大会選挙区選出委員定数

6名

3 選挙権を有する者

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）に日本代表選手として参加した者。

4 被選挙権を有する者

次のいずれか又は全てに日本代表選手として参加した者で、選挙期日において満18歳以上の者。

① 第31回オリンピック競技大会（2016／リオデジャネイロ）

② 第32回オリンピック競技大会（2020／東京）

5 立候補手続

(1) 選挙に立候補しようとする者は、加盟競技団体の確認を受けて、立候補届出書により、選挙管理委員会に郵送又は持参して届け出る。

(2) 立候補届出書は、次のいずれかの方法で入手すること。

① 公益財団法人日本オリンピック委員会宛の請求

② 公益財団法人日本オリンピック委員会公式ウェブサイトからのダウンロード

<https://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=14095>

③ 加盟競技団体宛の請求

(3) 立候補届出期間

令和3年8月30日（月）から9月30日（木）17時まで

※持参の場合は平日10:00～17:00

(4) 提出先 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

Japan Sport Olympic Square 13階

公益財団法人日本オリンピック委員会選挙管理委員会

6 選挙期日

令和3年11月18日（木）

7 その他（今後の選挙日程）

投票実施の通知 令和3年10月中旬頃に選挙権を有する者に投票用紙等を郵送する。

投票受付 令和3年10月中旬頃から選挙期日の間に郵送で受け付ける。

以上

公益財団法人日本オリンピック委員会 アスリート委員会規程

第 1 章 総 則

第1条 公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「本会」という。)定款第45条の規定に基づいて、この委員会を設ける。

第2条 この委員会は、アスリート委員会(以下「委員会」という。)という。

第 2 章 審 議 事 項

第3条 委員会は、次の事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- (1) 選手強化、オリンピック・ムーブメントの推進その他の本会の事業の執行におけるアスリートの関与に関すること
- (2) クリーンなアスリートを守り、支援する活動に関すること
- (3) 本会加盟団体のアスリート委員会との連携及び連絡調整に関すること
- (4) 国際オリンピック委員会、アジア・オリンピック評議会、各国・地域オリンピック委員会等の各アスリート委員会等との連携及び連絡調整に関すること
- (5) アスリートの権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、紛争解決手続についての理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な活動に関すること
- (6) その他関連する事業に関すること

第 3 章 委 員

第4条 委員会は、委員5名以上15名以内で組織する。

2 委員は、理事会において次の各号の一に該当する者の中から選任する。

- (1) オリンピック競技大会に日本代表選手として参加した又は参加する者の選挙によって選出された者(以下「選出委員」という。)
- (2) 国際オリンピック委員会アスリート委員会委員、アジア・オリンピック評議会アスリート委員会委員、その他アスリートの意見を代表すると認められる者として指名されたもの(以下「指名委員」という。)

3 アンチ・ドーピング規程違反により制裁を受けたことがある者は、委員となることができない。

4 第2項に規定する選出委員の選挙の手続については、別に定めるところによる。

- 5 委員の過半数は、選出委員でなければならない。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 前項に規定する委員長は、選出委員でなければならない。
- 8 委員会は、あらかじめ、選出委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する副委員長を2名以内定めておかなければならない。

第 4 章 任 期

- 第5条 選出委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、補欠として選任された選出委員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 2 指名委員の任期は理事と同一とする。
 - 3 委員長及び副委員長の任期は理事と同一とする。
 - 4 この規程で定めた委員の員数が欠けた場合又は選出委員が委員の過半数に達しなくなった場合には、任期の満了又は辞任により退任した委員は、新たに選任された委員が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

第 5 章 委 員 会

- 第6条 委員会は、委員長が招集してその議長となる。
- 2 委員会の決議は、構成委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 3 本会会長、副会長、専務理事、選手強化本部本部長、総務本部長及び事務局長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 4 委員長が必要と認めたときは、委員会にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。

第7条 委員会が必要と認めたときは、分科会を設けることができる。

第 6 章 規 程 の 変 更

第8条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる事業年度に関する定時評議員

会の終結の時から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成29年3月28日から施行する。

- 2 この規程を施行するために必要な規程及び規則の制定又は変更、第4条第2項第1号による選挙その他の行為は、この規定の施行日前においても行うことができる。
- 3 この規程の施行後最初の選出委員の定数は6名以内とする。
- 4 この規程の施行後最初の選出委員の任期は別に定める。
- 5 平成29年に選任された選出委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和3年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる事業年度に関する定時評議員会終結の時までとする。(令和2年7月9日本項追加)
- 6 平成30年に選定された委員長及び副委員長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、令和2年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる事業年度に関する定時評議員会終結の時までとする。(令和2年7月9日本項追加)
- 7 令和4年に選任された選出委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる事業年度に関する定時評議員会終結の時までとする。
- 8 この規則は、令和3年4月27日から施行する。

公益財団法人日本オリンピック委員会アスリート委員会選出委員選挙規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「本会」という。)アスリート委員会規程第4条第4項の規定に基づき、選出委員の選挙(以下「選挙」という。)の手續について定めることを目的とする。

(選挙の単位)

第2条 選出委員は、オリンピック競技大会に応じて夏季大会選挙区及び冬季大会選挙区において選挙する。

(選挙区内の定数)

第3条 選挙区内の選出委員の定数は、夏季大会選挙区が6名、冬季大会選挙区が2名とする。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙を管理するため、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長1名及び委員2名で組織する
- 3 委員長は、理事会において理事の中から選任する。
- 4 委員は、理事会において学識経験者の中から選任する。
- 5 委員の任期は理事と同一とする。

(選挙権)

第5条 選挙期日の属する年までに開催された又は開催されるオリンピック競技大会のうち各選挙区に係る最終のものに日本代表選手として参加した又は参加する者は、各選挙区に係る選挙権を有する。

(被選挙権)

第6条 選挙期日の属する年及びその前年以前4年以内に開催された又は開催されるオリンピック競技大会のうち当該選挙区に係るものに日本代表選手として参加した又は参加する者で選挙期日において満18歳以上のものは、被選挙権を有する。

(選挙実施の告示)

第7条 委員会は、選出委員の任期満了前に開催される最終のオリンピック競技大会閉会式の日から2月後までに、次の事項を明示して選挙実施を告示する。

- (1) 選出委員定数総数
- (2) 当該選挙区選出委員定数
- (3) 選挙権を有する者

- (4) 被選挙権を有する者
- (5) 立候補手続
- (6) 選挙期日
- (7) その他選挙実施に必要な事項

2 選挙実施の告示は、本会ホームページにより行う。

(立候補届出)

第8条 選挙に立候補しようとする者は、加盟団体の確認を受けて、委員会が定める立候補届出書により委員会に届け出るものとする。

(立候補の特例)

第9条 立候補者が当該選挙区選出委員定数に満たない場合には、委員会は、加盟団体に期限を定めて立候補者の推薦を求めることができる。

- 2 立候補者の推薦を求められた加盟団体は、当該選挙区に係る選挙権を有する者の意見を代表するにふさわしい候補者を選考し、立候補を要請する。
- 3 前項の要請を受諾した者は、立候補届出書を加盟団体に提出する。
- 4 加盟団体は、前項の立候補届出書を確認して委員会に提出する。

(投票実施の通知)

第10条 委員会は選挙区の立候補者を確認し、選挙権を有する者に次の事項を明示して投票の実施を通知する。

- (1) 選挙権を有する者
- (2) 当該選挙区選出委員定数
- (3) 当該選挙区の立候補者
- (4) 選挙期日
- (5) その他選挙の実施に必要な事項

(投票方法)

第11条 投票は、委員会が定めるところにより、1名の候補者を指定し、選挙期日までにこれを委員会に表示することにより行う。

(当選人の確定)

第12条 委員会は、得票数の上位の者から当選人を確定する。

- 2 当選人を確定するに当たり得票数が同じであるときは、委員会において、委員長がくじで定める。
- 3 前2項の規定による当選人は、選挙区に応じて加盟団体ごとに次の人数を超えることができない。
 - 夏季大会選挙区 2名
 - 冬季大会選挙区 1名
- 4 委員会は、当選人を、本会ホームページにより告示する。

(無投票当選)

第 13 条 選挙区の立候補者数が当該選挙区の選出委員定数を超えない場合には、投票は行わず、立候補者全員を当選人とする。

(予備選出委員)

第 14 条 各選挙区の選出委員についての予備選出委員を、理事会の決議により置くことができる。

- 2 予備選出委員の数は、各選挙区選出委員定数を超えてはならない。
- 3 予備選出委員には、各選挙区の選挙において、選出委員に選出された者を除いて、得票数の多い者から順次なるものとする。
- 4 各選挙区の選出委員に欠員が生じた場合は、予備選出委員をこれに補充する。
- 5 予備選出委員の任期は、選出委員の任期と同一とする。

(補欠選挙)

第 15 条 委員会は、選出委員の数がアスリート委員会委員の数の過半数に満たないこととなった場合又は 2 名以下となった場合において、前条第 4 項により選出委員となるべき予備選出委員がないときは、理事会の決議により選挙の手續に準じて補欠選挙を行なうことができる。

(選挙の効力に関する異議の申出)

第 16 条 この規則が定める選挙において、その選挙の効力に関し不服がある選挙権を有する者又は立候補者は、当該選挙の日から 14 日以内に、文書で委員会に対して異議を申し出ることができる。

- 2 前項の異議の申出があった場合において、この規則の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限り、選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。
- 3 前項の規定により選挙管理委員会がその選挙の一部の無効を決定する場合において、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選を失わない旨をあわせて決定しなければならない。

(当選の効力に関する異議の申出)

第 17 条 この規則が定める選挙において、その当選の効力に関し不服がある選挙権を有する者又は立候補者は、第 12 条第 4 項の規定による告示の日から 14 日以内に、文書で選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による当選の効力に関する異議の申出があった場合においても、その選挙が前条第 2 項の場合に該当するときは、選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならない。

(異議の処理)

第 18 条 選挙管理委員会は、前 2 条の異議の申出を受けた日から 30 日以内に決定をするように努めなければならない。

2 前項の決定は、文書をもってし、理由を附けて異議申出人に交付するとともに、その要旨を本会ホームページにより告示しなければならない。

(規則の変更)

第 19 条 この規則は、理事会の決議により変更することができる。

(細則)

第 20 条 この規程に定めるほか、選挙の実施に必要な事項は、委員会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 この規則の施行後の最初の委員会の委員の任期は、選任後最初に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 この規則の施行後最初に行うべき選出委員の選挙の期日は、この規則の施行の日から起算して、夏季選挙区は 1 年、冬季選挙区は 2 年をそれぞれ超えない範囲内において委員会が定める日とする。
- 4 前項の選挙に係る第 6 条の適用については、「その前年以前 4 年以内」とあるのは、「その前年以前 5 年以内」とする。
- 5 この規則の施行後の最初の予備選出委員の任期は、最初の選出委員の任期と同一とする。
- 6 この規則は、令和 3 年 4 月 27 日から施行する。